

市貝町新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止対策事業費補助金

標記感染症の対策として、町内の企業・個人事業主の皆さまを対象に、「感染拡大防止対策」を行うための経費を補助します。

1 補助対象者

- ・市貝町内に事業所を有し、事業を営み、町新型コロナウイルス感染拡大防止取組宣言に協力する企業、個人事業主。（裏面の取組宣言書を店舗等の入口等目立つ場所に掲示していただける方）
※事業所内の仕切りに関しては、レジ等の一部のみの対策実施でも対象となります。
※農業は対象外になります。

◆ 注意事項

- ・補助金の交付は1事業所につき1回限りとします。
- ・宗教上の組織または団体、政治団体等は、交付対象になりません。

2 補助対象経費

補助対象経費	防護眼鏡、マスク、手指消毒液、ゴム手袋、店舗消毒用薬剤、非接触型体温計、扇風機、アクリルパネル購入費等 換気扇設置工事費等
補助率	10/10（ただし1,000円未満切り捨てとなります。）
補助限度額	10万円
補助事業対象期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した事業

※パソコンやタブレット端末等汎用性のある機器等の購入費は対象外です。

3 申請受付期間

令和3年3月31日（水）まで ※消印有効

4 申請方法

「市貝町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金申請書」（別記様式第2号）に必要事項をご記入の上、申請に必要な書類を添えて、町企画振興課宛て申請してください。

※申請書書類（様式）は、町ホームページ、企画振興課にあります。

郵送申請先：〒321-3493 市貝町大字市塙1280 市貝町役場企画振興課 宛

◆ その他申請に必要な書類

- ・購入した資材の写真
- ・購入した資材の数量がわかる請求書並びに金融機関等の振込済証明書の写し、もしくは、購入した資材の数量がわかる領収書（レシート可）
- ・誓約書兼同意書（別紙1）
- ・交付請求書（別記様式第4号）
- ・通帳の写し（法人は会社名口座）※金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号が確認できるもの
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等顔写真付き証明のいずれかの写し）



お問い合わせ先 市貝町企画振興課 TEL 0285-68-1118